

テーマ4 事故・事件が発生した場合の公表

1 制度等の概要

事故・事件が発生した場合の公表については、統一的な基準はない。

なお、「パブリシティの手引き」において考えや判断基準の設定をすべきことを規定している。

【参考】「パブリシティの手引き」（抜粋）

第5 緊急時における報道対応

(2) 情報提供すべきかどうか迷ったら

県は、持っている情報を県民に提供する責任があるという認識で判断しましょう。

行政の都合ではなく、県民の立場で考えることが必要です。

情報提供すべきか迷っているうちに、ほかから情報を入手した報道機関が取材に入ったり、誤った情報が流れて混乱に拍車がかかったりすることもあります。発表が後手に回って対応のまずさを指摘されるよりは、的確に発表して情報を整理したほうが賢明です。

情報提供すべき事項についての考え方はおおむね次のとおりです。

- ① 県民の生活や健康への影響が懸念され、広く注意を喚起する必要がある事項
- ② 公の施設や行政サービスに関することなど、公共性の観点から公表すべき事項
- ③ 公務への信頼性を確保し、行政の説明責任を果たすために公表すべき事項（職務上の事故、トラブル、不祥事など）
- ④ 県民生活に直接影響がなくても、県民（報道機関）の関心が高いと思われる事項
- ⑤ まれにしか起きないような事故、初めて発生した事件・事故などニュース性があるもの
- ⑥ その他、全国的な社会現象になっていることに関する事項等

(3) 情報提供についての判断基準の設定

緊急時には、さまざまな対応について短時間のうちに判断する必要に迫られます。報道対応について迅速に判断するためには、(2)に例示したような考え方に沿って、想定される具体的なケースに応じて、公表すべき事項やその公表内容についての判断基準をあらかじめ定めておくことが有効です。このことは、責任者が不在の場合に代行者が判断する際や予想外の事態が発生した場合の判断のよりどころとしても役に立ちます。

なお、判断基準を設定する際には、次のようなことに留意する必要があります。

- ① 公表について法的な制約がある事項の取り扱い（個人情報保護条例における収集・利用・提供の制限など）
- ② 公表しようとする事項について、国や市町村など関係する機関がある場合の事前調整

2 現状

- ・所管課による公表基準（以下「個別基準」）の整備は24となっている。
- ・個別基準がない事案の公表については、発生時に県民への影響や関心度、過去の事例等を参考に、事案ごとに判断している。

3 検証、見直しの視点

- (1) 公表する事項についての現在の考え方の妥当性
- (2) 個別に基準が必要な事故・事件の種類
- (3) 現在の個別基準の内容と運用の適正性

4 見直しの方向性

- (1) 公表に当たっての基本理念の設定等

①基本理念

事件・事故に関しては、積極的に公表する。

- 「県には、持っている情報を県民に提供する責任がある」との認識の下、県民の立場で知りたい情報、県民が知っておくことが有益な情報、及び県としての責務を果たす必要がある情報を積極的に公表する。
- 積極的に公表を行いつつ、公表時点における非公開情報については、例外的なものであることを明確にする。

②非公開情報等の整理

基本理念の下、必要最小限の非公開情報等を定める。

- 非公開情報は、必要最小限にとどめ、例示を行うことにより、できる限り具体的に分かりやすく定める。

【非公開情報の例】

- ・ 山形県情報公開条例第6条第1項に規定する不開示情報
※不開示情報とされることから、非公開情報と想定される例
 - ・ 試験の出題ミスにおける試験問題の作成過程（当該事務や将来の同種の事務の適正な実施に支障がある部分）
 - ・ 食の安全にかかわる事件における企業のノウハウに関わること（県民の生命・財産の保護など公表の目的に関わらない部分）

※ガイドライン（後述）も、他の検証テーマ「1 情報公開（公文書の開示等）」、「7 会議等の公開」との整合性を図る。

- また、公表するに当たって配慮が必要な事項を例示する。

【配慮事項の例】

- ・ 係争中の案件
- ・ 関係者の同意（被害者、利害関係者など公表する情報に係る当事者との調整）

(2) ガイドラインの策定及び個別基準の策定が必要な事案の整理

①ガイドラインの策定

積極的な公表を推進するため、ガイドラインを策定する。

○個別基準策定の実効性の確保、県としての統一的な取扱いを図るため、基本的な考え方、公表に当たっての判断基準となるガイドラインを策定する。

【ガイドラインの内容】

- ・公表主体、公表時期と方法、公表内容（非公開情報の例示を含む）、公表に当たっての手続き、公表に当たっての留意事項等
- ※ガイドラインには最低限の項目や内容を掲げ、ガイドライン以上の公表を妨げない。

○個別基準を策定していない事案が発生した場合には、ガイドラインを参考に公表を行う。

【ガイドラインの機能】

- ・個別基準がない場合の考え方や対処手順等を示した指針
- ・既存の個別基準に対する補完機能
- ・新たに個別基準を作成する際の指針

②個別基準の策定が必要な事案の整理

これまでの公表実績、緊急性、県民への影響度などを踏まえ、個別の公表基準が必要な事案を整理する。

○県民の生活や健康への影響が懸念され、広く注意を喚起する必要がある事項

- ・食に関する事項、感染症、環境汚染、災害、インフラ関係

○公務の信頼性を確保し、行政の説明責任を果たすために公表すべき事項

- ・職員の不祥事、県有施設における事故、職務上の誤り

○公の施設や行政サービスに関することなど、公共性の観点から公表すべき事項

- ・県に管理監督責任がある組織（出資法人・指定管理者）・施設での事故

(3) ガイドラインを踏まえた検証

ガイドラインを踏まえ、既存の個別基準の運用、内容等について、検証・見直しを行う。

○県として、統一的な取扱いとするため、ガイドラインに沿った内容となっているかを確認し、必要な場合は見直しを行う。



**第4回以降でガイドラインを策定。
ガイドラインの骨子案は、（別紙）のとおり。**

事故・事件の発生時における公表に関するガイドラインについて（骨子案）

1 目的

県政について県民に説明する責任を果たし、県民の県政に対する理解と信頼を深めるため、今般、情報公開・提供全般について、幅広い観点から検証・見直しを進めている。

この検証・見直しの取組みとして、「事故・事件が発生した場合の公表」については、その情報公開（提供）すべき事項の考え方や判断基準などをより明確に規定し、実効性のあるものとするため、「事故・事件の発生時における公表に関するガイドライン」を作成する。

2 基本理念

県は、「持っている情報を県民に提供する責任がある」との認識の下、県民、社会または県に直接的な影響を与えた、または与えると予想される事故・事件が発生した場合、積極的に公表する。

3 基本的な考え方

事故・事件が発生した際は、ガイドラインを参考に公表について判断し、対応することとするが、既に個別事案に係る公表基準を策定している場合は、ガイドラインと整合性を図ったうえで、当該基準により対応することとする。

4 公表の手続き等

(1) 公表の要否

発生事案を所管する部局は、発生した事案が、以下の①～③のいずれかに該当し、かつ、④～⑥に該当する場合には、当該事案の公表についての検討を行う。

【影響の種類】

① 直接的な影響を受ける県民がいるもの。

県民の生命・身体・財産に影響を与えた場合や、県民の生活に影響を与えた場合が該当

② 社会に影響を与えた、または与えると予想されるもの。

ただちに県民に影響が及ぶわけではないが、状況によっては将来に危険性が予測されるもの、県職員や県の事業・施設に関する事故・事件が該当

- ・インフラやライフライン等に支障が出る事案
- ・県民の安全・安心をおびやかす事案
- ・県民の関心度が高い事案（県事業、施設及び職員に関する事故・事件）

③ 県に直接的な損害が発生しているもの。

公金・備品等の盗難・紛失、県施設の破損、補助金の返還等が該当

【要件】

- ④ 県の業務上のミスなど県の職員が起こした事案
県の業務遂行に伴う判断ミス・不注意・確認不足・不作為等の不適切な事務処理や職員の非行及び違法行為が該当
- ⑤ 県に業務上の管理監督責任がある又は施設管理上の瑕疵がある等
県が指導・許認可・規制・監視等を行う立場にある組織が起こした事案や、公共施設管理上の瑕疵、公共工事施工上の瑕疵があるものが該当
- ⑥ 注意喚起の観点等から県民への情報提供が必要な事案
被害拡大や二次被害の防止等のため、県民への情報提供が必要なものが該当

(2) 公表の時期・方法

発生事案を所管する部局は、発生事案による被害拡大や二次被害の可能性など緊急性を勘案し、記者発表、プレスリリース（投げ込み）など適宜の方法により、速やかに公表する。

※特に速やかな対応が求められるもの

【例】

- ・ 重大な事故、食中毒・感染症の発生など注意喚起が必要な事案
- ・ 個人情報漏えい
- ・ 職員の逮捕 など

(3) 公表の内容

公表の内容は、以下を基本とし、発生事案の性質に応じ、発生事案を所管する部局が決定する。

- ① 概要
- ② これまでの経緯
- ③ 原因
- ④ 今後の対応
- ⑤ 再発防止策
- ⑥ コメント・見解

5 非公開情報

公表に当たって、公開できない情報を「非公開情報」とし、公表の内容には含めないこととする。

《非公開情報の例示》

○ 山形県情報公開条例第6条第1項に規定する不開示情報

【例示】

- ・ 試験の出題ミスにおける試験問題の作成過程（当該事務や将来の同種の事務の適正な実施に支障がある部分）
- ・ 食の安全にかかわる事件における企業のノウハウに関わること（県民の生命・財産の保護など公表の目的に関わらない部分）
- ・ 食中毒、感染症の発生事案における患者の氏名・居住地

6 配慮事項

公表の要否についての判断のほか、公表に当たってあらかじめ配慮が必要な事項は下記例のとおりとする。この場合、公表に当たっては、あらかじめ関係者と調整を行い、その結果如何では、公表の全部または一部を行わないこともある。（公表できるようになった時点で公表する）

(1) 係争中の事案で、公表することで捜査・裁判に支障をきたすおそれがあるもの

【例示】

- ・ 第三者が関係する職員の収賄、不正行為等で証拠隠滅のおそれがある
- ・ 犯人の身柄が拘束されておらず、公表することで逃亡のおそれがある
- ・ 先行する裁判に関係する事案であって、公表が裁判に支障をきたすおそれがある

(2) 公表することで被害者、利害関係者などに不利益をもたらすおそれがあるもの

【例示】

- ・ 児童生徒の自殺など生命等に係る事案で、家族が公表を望まない意思を明確にしている
- ・ 公表が被害者の心理的圧迫となるおそれがある
- ・ 制度の悪用等、公表することで模倣犯が出るおそれがある

【参考】

○公表を検討すべき事案の例示

		要件		
		県の業務上のミスなど 県の職員が起こした事 案である	県に業務上の管理監督責 任がある又は施設管理上 の瑕疵がある等	注意喚起の観点等から 県民への情報提供が必 要
影 響 の 種 類	直接的な 影響を受 ける県民 がいる	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県立病院で発生した医療事故 ・ 高校就学支援金の算定誤りに伴う授業料の誤徴収 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県立点字図書館の指定管理者によるメールの誤送信 ・ 大量の油の漏洩（県民生活に影響があるもの） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 食中毒の発生 ・ 感染症の発生 ・ 県民の森で発生した蜂刺され被害 ・ 海浜自然の家における害虫被害の発生
	社会に影 響を与え た、また は与える と予想さ れる	<ul style="list-style-type: none"> ・ 職員の非違行為（「懲戒処分の公表基準」及び「職員の不祥事案に係る公表基準」に基づき公表を行うもの） ・ 県民のあゆみの掲載情報（広告）の誤り ・ 高校入試など試験実施に係る不備（採点誤り、問題誤りなど） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 流通食品等の食品衛生上の事案 ・ 廃掃法に基づく処分（業者への取消しなど） ・ 空港施設等における事件・事故 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 都市公園でのクマの目撃 ・ 最上広域水道の給水停止 ・ 特定外来生物の確認
	県に直接 的な損害 が発生し ている	<ul style="list-style-type: none"> ・ 積算誤り等による落札決定の取消し（工期に遅れが生じ、供用開始を延期したなど） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県管理道路の橋名板の消失 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自然災害に起因する県有施設の破損等による当該施設の閉鎖

※例示は、これまでの公表実績等を基に記載したほか、想定される事案を追加。